

## 答申第9号の概要

### 1 件名

ケース記録等生活保護関係書類にかかる部分開示決定処分に対する異議申立て

### 2 争点

申立人に関するケース記録等生活保護関係書類について、

申立人が存在するはずであると主張する訪問等の記録、申立人が記入し、提出したと主張する記録及び申立人が存在するはずであると主張する医療給付決定調書等の記録が特定された公文書以外に存在するか否か

特定された公文書中に、本件決定において非開示情報とされた金融機関名等以外の情報が非開示とされているか否か

### 3 審議会の判断

#### (1) 争点

ア 申立人が存在するはずであると主張する訪問等の記録について

当審議会は、実施機関に対する事情聴取において確認したところ、

本件においては、担当職員以外の職員が申立人宅を訪問したときの記録をすべきであったが、保護の決定に直接関係がないため記録をしなかったこと、また、実施機関が認めているように、本件が3ヵ月に1回以上訪問すべきケースではあったものの、訪問が行われていないため記録がないことが認められた。しかし、特定されたケース記録以外に申立人に係る公文書が存在することを窺わせる事実は認められなかった。

また、申立人が来所したときや申立人へ電話連絡をしたときについて、申立人が来所したときや申立人へ電話連絡をしたときの記録について、保護の変更決定に直接関係がない内容であったためケース記録には記録がされておらず、特定されたケース記録以外に申立人に係る公文書が存在することを窺わせる事実は認められなかった。

したがって、特定されたケース記録以外の記録を保有していないとする実施機関の説明には、不合理な点は認められない。

イ 申立人が記入し、提出したと主張する記録及び申立人が存在するはずであると主張する医療給付決定調書等の記録について

当審議会は、実施機関に対する事情聴取において確認したところ、特定されたケース記録等の生活保護関係書類以外に申立人に係る公文書が存在することを窺わせる事実は認められなかった。

したがって、特定されたケース記録等の生活保護関係書類以外の記録を保有していないとする実施機関の説明には、不合理な点は認められない。

#### (2) 争点

本件決定においては、特定した公文書のうち、「ケース記録(No3)」、「関係先調査送付控」等に記録されている金融機関名等を条例第16条第4号に該当するとして非開示としたことが認められる。申立人は、非開示になっている部分以外にも非開示とされていると思われる部分があり、開示されるべきである旨主張するが、当審議会において、対象文書であるケース記録等の生活保護関係書類の提示を受け、確認したところ、対象文書中、非開示とされた情報は、金融機関名等の情報のみであり、その他の情報はすべて開示されていることが認められた。

(3) 以上のことから、本件決定は妥当であると判断した。